

中央会 Monthly

・Tochigi・

2021

2

vol.633

特集

1▶3P 4▶5P

① 経済産業省

令和2年度第3次補正予算

② 新型コロナウイルス感染症に関する支援策について



道の駅もてぎ 茂木町



6~7P 情報連絡員報告 (令和2年12月分)

▶ グラフと概況／業界の声

8~9P 組合インタビュー「この人に聞く」

▶ 第22回：協同組合宇都宮エルピーガス保安センター
須山光男 理事長 木村善英 事務局長

10~11P チェックポイント

▶ 事業報告書の作成について

12P INFORMATION

▶ 中央会正副会長会議、中央会理事会開催

12P 施策情報

▶ 栃木労働局 家内労働委託状況届の提出期限について

栃木県中小企業団体中央会

栃木県宇都宮市中央3-1-4 (栃木県産業会館3階)

TEL 028-635-2300 / FAX 028-635-2302 / URL: <http://www.tck.or.jp>

栃木県中小企業団体中央会はFacebookを利用しています。「栃木県中央会Facebook」で検索してください!

◇コミュニティビジネス支援センター◇

◇官公需総合相談センター◇



特集①

中小企業に対する支援「政府予算」について (令和2年度第3次経済産業省関連補正予算の概要)

この度、第204回通常国会において審議されていた令和2年度第3次補正予算案が、令和3年1月28日成立いたしました。

今月号では、経済産業省関係の予算から、中小企業・小規模事業者に関する支援施策のポイントを紹介します。

1. 資金繰り支援【8,391億円】

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症により売上高が減少した中小・小規模事業者等に対して令和2年5月1日より開始した、都道府県等の制度融資を活用した民間金融機関による**実質無利子・無担保、保証料補助**について、**年度末の資金需用の増加による日本公庫等の窓口ひっ迫に対応するため、来年3月まで実施**します。
- また、今般の経済対策を踏まえ、①中小・小規模事業者等の経営改善等の取組に係る新たな信用保証制度の創設、②早期の事業再生に向けた取組を促す信用保証制度の拡充により、ポストコロナ時代に対応した経済構造の転換・好循環の実現を目指します。

保証制度

- (1) 金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に、保証料を大幅に引き下げる制度を創設

保証限度額	4,000万円
保証期間	10年以内
据置期間	5年以内
金利	金融機関所定
保証料（事業者負担分）	0.2%（補助前は原則0.85%）
売上減少要件	▲15%
その他	・セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けていること ・今後取り組む事項（アクションプラン）を作成すること ・金融機関が継続的な伴走支援をすること

- (2) 事業再生計画を実行するために必要な資金を保証付融資で支援する「経営改善サポート保証」の措置期間を5年に延長した上で、保証料を大幅に引き下げ

保証限度額	2.8億円
保証期間	15年以内（一括返済の場合1年以内）
据置期間	5年以内
金利	金融機関所定
保証料（事業者負担分）	0.2%（補助前は原則0.8%～1.0%）
その他	・中小企業再生支援協議会や経営改善サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行すること

融資制度

- (1) 設備資金貸付利率特例制度の概要

- ◇新事業やビジネスモデルの転換等、生産性向上に資する設備投資を実施する場合の適用利率について、各貸付制度の適用利率から**当初2年間▲0.5%**
限度額：各貸付制度の限度額（中小事業7.2億円、国民事業7,200万円等）
金利：各貸付制度の適用利率※から当初2年間▲0.5%

- (3) 事業承継・集約・活性化支援資金の拡充

- ◇事業引継ぎ支援センター等の支援を受けて付加価値向上計画を策定し、事業の継承・集約を実施する場合、**基準金利から▲0.65%**
- ◇新型コロナウイルス感染症の影響による業況悪化により事業継続が困難となっている事業者から事業の承継・集約を実施する場合、**基準金利から▲0.4%（小規模事業者から事業の承継・集約を実施する場合、基準金利から▲0.65%）**

- (2) 企業再建資金の拡充

- ◇再生支援協議会等公的支援期間の関与の下、事業再生に取り組む事業者が必要とする設備・運転資金について、**基準金利から▲0.9%**
- ◇認定支援機関による経営改善計画策定支援事業等を利用して経営改善に取り組む事業者が必要とする設備・運転資金について、**基準金利から▲0.65%**

- (4) 観光産業等生産性向上資金の拡充

- ◇事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組を図る観光産業等を営む者が必要とする設備・運転資金について、**基準金利から▲0.4%**

※ 基準利率：中小事業1.11%、国民事業1.86%（担保の有無等によって適用利率は変動）
（令和2年12月1日現在、貸付期間5年以内の標準的な利率）

2. 中小企業等事業再構築促進事業【1兆1,485億円】

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需用や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。
- そのため、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。
- また、事業再構築を通じて中小企業等が事業規模を拡大し中堅企業に成長することや、海外展開を強化し市場の新規開拓を行うことが特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援します。
- 本事業では、中小企業等と認定支援機関や金融機関が共同で事業計画を策定し、両者が連携し一体となって取り組む事業再構築を支援します。

補助対象要件

- ① 申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- ② 自社の強みや経営資源（ヒト／モノ等）を活かしつつ、経産省が示す「事業再構築指針」に沿った事業計画を認定支援機関等と策定した中小企業等。

補助金額・補助率

	補助金額	補助率
中小企業（通常枠）	100万円以上6,000万円以下	2/3
中小企業（卒業枠）※1	6,000万円超～1億円以下	2/3
中堅企業（通常枠）	100万円以上8,000万円以下	1/2（4,000万円超は1/3）
中堅企業（グローバルV字回復枠）※2	8,000万円超～1億円以下	1/2

※1. **中小企業（卒業枠）**：400社限定

計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※2. **中堅企業（グローバルV字回復枠）**：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ① 直前6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ② 事業終了後3～5年で、付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③ グローバル展開を果たす事業であること。

事業再構築のイメージ

- 小売店舗による衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少したことを契機に店舗を縮小し、ネット販売事業やサブスクサービス事業に業態を転換。
- ガソリン車の部品を製造している事業者が、コロナ危機を契機に従来のサプライチェーンが変化する可能性がある中、今後の需要拡大が見込まれるEVや蓄電池に必要な特殊部品の製造に着手、生産に必要な専用設備を導入。
- 航空機部品を製造している事業者が、コロナの影響で需用が激減したため、当該事業の圧縮・関連設備の廃棄を行い、新たな設備を導入してロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

3. 中小企業生産性革命推進事業 特別枠【2,300億円】

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させる必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）に改編します。（※現行の特別枠は令和2年12月で募集終了）

【低感染リスク型ビジネス枠における各補助事業の拡充内容】

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 (設備導入、システム構築)	1,000万円・1/2（小規模2/3）	1,000万円・2/3
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円（※）・3/4 ※感染防止対策費も一部支援
I T導入補助金 (I T導入)	450万円・1/2	450万円（※）・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

（補助額：100万～1,000万円、補助率：2/3）

対人接触機会の現象に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。

② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

（補助上限：100万円、補助率：3/4）

小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援します。（※）

※補助対象経費のうち1/4を上限として感染防止対策を支援

③ サービス等生産性向上 I T導入支援事業（I T導入補助金）

（補助額：30万～450万円（※）、補助率：2/3）

※テレワーク対応類型は補助上限150万円

複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能な I Tツールの導入を支援します。また、この中において、テレワーク対応類型を設け、テレワーク用のクラウド対応した I Tツールを導入する取組を支援します。

「令和2年度第3次補正予算の詳細は、下記のHP（ホームページ）

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/hosei3.html を ご参照ください。

「経済産業省関係 令和3年度予算」につきましては、次号（3月号）に掲載する予定です。

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい
国の退職金制度です。

① 国の制度だから安全・安心！

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。

- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

特集②

中小・小規模向け新型コロナ関連支援策のまとめ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を支援するため、国、県等において様々な支援策が講じられています。今回は、現時点で利用できるものを中心にピックアップし一覧にまとめました。

1. 融資を受けたい

新型コロナの影響を受け業況が悪化した場合まずは当面の資金繰りが重要です。利子補給や保証料補助により非常に借り易くなっていますので最大限に活用しましょう。

制 度 名	使 途 ・ 条 件 等	融 資 限 度 額 ・ 金 利	問 合 せ 先
■新型コロナウイルス感染症特別貸付	【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る） 【既往債務の借換】公庫の既往債務の借換も可 【担保】無担保 【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】5年以内	【融資限度額（別枠）】中小事業6億円、国民事業8,000万円 【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.26%→0.36% ○特別利子補給制度を併用することで実質無利子化	日本公庫 事業資金相談ダイヤル 電話：0120-154-505
■商工中金による危機対応融資	【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る） 【既往債務の借換】商工中金による危機対応融資の既往債務の借換も可 【担保】無担保 【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】5年以内	【融資限度額】6億円 【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利1.11%→0.21%（利下げ限度額：3億円） ○特別利子補給制度を併用することで実質無利子化	商工組合中央金庫相談窓口 電話：0120-542-711
■新型コロナウイルス対策マル経融資	【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る） ※1月22日から、「直近2週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施。	【融資限度額】別枠1,000万円 【金利】1.21%（令和3年1月4日時点）より当初3年間、▲0.9%無担保・無保証人 ○特別利子補給制度を併用することで実質無利子化	日本政策金融公庫の本支店 または、お近くの商工会・商工会議所
■経営安定資金（新型コロナウイルス感染症緊急対策資金）	新型コロナウイルス感染症の影響による経営不安を防止するための運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。） 【融資期間】1年超10年以内（うち、据置期間2年以内）	【融資限度額】8,000万円 【利率】1.2%以内または1.4%以内（別途保証料が必要） ○保証料補給あり	栃木県産業労働観光部 経営支援課金融担当 電話：028-623-3181
■経営安定資金（新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金）	経営の安定に必要な運転資金、設備資金及び借換資金 【融資期間】10年以内（うち、据置期間5年以内）	【融資限度額】4,000万円 ○保証料補給あり ○3年分の利子補給あり	お申し込みは 県内各銀行、信用金庫、信用組合または商工中金

※この他、各市町においても独自の融資制度が創設されております。

2. 一時的に休業しなければならない

新型コロナの影響を受け、やむを得ず従業員を休ませ休業手当を支給する場合、雇用調整助成金（特例措置により最大10/10）が支給されます。

制 度 名	概 要	支 給 額 等	問 合 せ 先
■雇用調整助成金	新型コロナウイルスの影響により従業員の雇用維持を図るために、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して休業手当などの一部を助成 【対象】以下の要件を満たす全ての業種の事業主 ①最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少 ②労使間の協定に基づき休業などを実施し休業手当を支払っている 【受給期間】令和3年6月30日まで	○平均賃金額×休業手当等の支払率×区分ごとの助成率（1日15,000円が上限） ○解雇等を行わず雇用を維持している場合、中小10/10 大企業3/4 それ以外、中小4/5 大企業2/3 ※特例措置は令和3年3月末まで延長中 ※短時間休業にも活用可	栃木労働局助成金事務センター：028-614-2263 最寄のハローワーク

制 度 名	概 要	支 給 額 等	問 合 せ 先
■新型コロナウイルス感染症感染症 対応休業支援金・ 給付金	休業となった中小企業の労働者のうち、休業中に休業手当を受けることが出来なかった方に対し、労働者の申請により支給。（事業主がまとめて申請も可） 【対象者】令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に休業した中小事業主の労働者	1日あたりの支給額（休業前の平均賃金額の80%、11,000円が上限） ×休業実績（日数） 【申請期限】 休業日 R2.4～9：受付終了 休業日 R2.10～12：R3.3.31 休業日 R3.1～2：R3.5.31	厚生労働省新型コロナウ イルス感染症対応休業支 援金・給付金コールセン ター 電話：0120-221-276

3. 納税の猶予を受けたい

制 度 名	要 件 等	猶 予 措 置	問 合 せ 先
■国税の猶予措置	・一時の納税により事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある ・滞納がない ・納期限から6か月以内に申請書の提出がある など ＜特例猶予＞ ・新型コロナの影響で収入が概ね2割以上減少	○原則として1年間納税が猶予ま （資力に応じて分割納付となります。） ○猶予中は延滞税が軽減されます （通常 年8.9%→1.6%） ＜特例猶予＞ ○延滞税なし ○1年間猶予 無担保	国税猶予相談センター 電話：0120-948-249
■県税の猶予措置	・事業収入が前年同期比で概ね20%以上減少していること。 ・一時に納税することが困難 ・納期限までに申請が必要	○原則として1年間、地方税の徴収を猶予 ○担保提供不要 ○延滞金なし	各県税事務所

※この他、固定資産税や市県民税においても猶予措置が創設されております。

4. 補助金を活用したい

主に本年度において公募のあった補助金等の概要です。今後の募集スケジュールは個別にご確認ください。

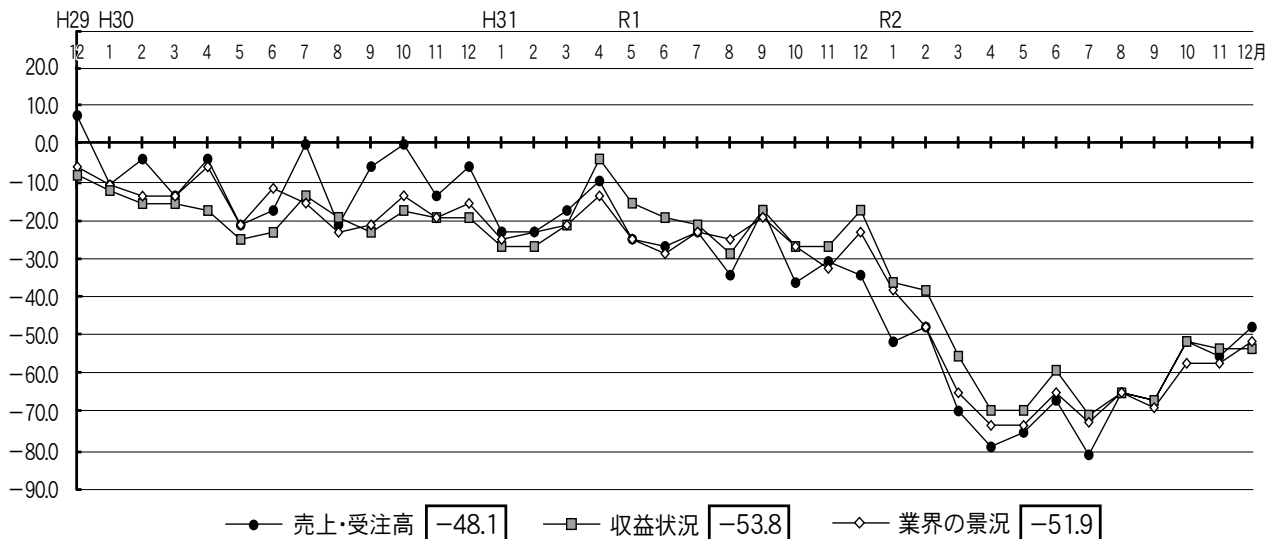
制 度 名	制 度 概 要	問 合 せ 先
■小規模事業者持 続化補助金 (通年公募)	小規模事業者が経営計画を策定して行う販路開拓や生産性向上の取組を支援。「事業再開枠」として必要最小限の感染防止対策も対象に。 ○補助額：50万円～100万円 ○補助率：2/3（原則） ○対象経費：機械装置等費、広報費、展示会等出展費等 ※3次補正で「低感染リスク型ビジネス枠（補助率：3/4、オンライン化、システムの導入、ECサイト構築費等も対象）」が創設予定。	全国商工会連合会（補助 金事務局） 日本商工会議所（補助金 事務局）：03-6747-4600 又はお近くの商工会、商 工会議所へ
■ものづくり補助 金（通年公募）	中小・小規模事業者等が行う革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善のための設備投資等を支援。 ○補助上限：1,000万円 又は3,000万円 ○補助率：1/2（原則） ※3次補正で「低感染リスク型ビジネス枠（補助率：2/3）」が創設予定。	ものづくり補助金事務局 サポートセンター 電話：050-8880-4053
■I T 導入補助金	付加価値向上に繋がるI Tツールの導入を支援。コロナ対応「特別枠」として補助率引き上げ、ハードウェアレンタル費の対象化が追加。 ○補助額：30万～450万円 ○補助率：1/2（原則） ○補助対象経費：ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費等 ※次回公募の詳細は未定。	I T 導入支援事業コール センター 電話：0570-666-424
■栃木県地域企業 感染症対策支援補 助金	新型コロナウイルス感染症対策に取り組む県内中小企業者等に対し、要する経費の一部を補助。 ○補助額：10万円～300万円 ○補助率：2/3以内 ○補助対象例：サーマルカメラ、パーテーション設置、キャッシュレス決済、セルフレジ、券売機、デリバリー用車両、ECサイト構築 等 ※1/22受付開始。予算額上限に到達次第終了。	地域企業感染症対策支援 補助金事務局 電話：028-678-6815
■事業再構築補助 金（予定：3次補 正）	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編等を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援。 ○補助額：100万円～6,000万円 ○補助率：2/3 ○補助対象経費の例：建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費、研修費、技術導入費、広告宣伝費、販売促進費等	中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課 電話：03-3501-1816

【注】掲載した各支援策の内容は編集時点（本年1月下旬）の情報に基づくものです。状況により変更が生じている場合がありますので、ご活用の際には必ず最新の情報を確認ください。

情報連絡員報告 (令和2年12月分)

この報告結果は、栃木県中央会において設置している中小企業団体情報連絡員（中小企業組合（協同組合、商工組合等）の役職員52名に委嘱）による、所属組合の組合員企業の全体的な景況です。

県内主要 3 指標の推移（前年同月比D I 値）



概 況

12月の前年同月比D I 値は、前月と比べ9指標中4指標が上昇し、4指標が同値、1指標が下降した。主要3指標は「売上高」が7.7ポイント上昇、「収益状況」が前月同値、「業界の景況」が5.8ポイント上昇となった。最初の緊急事態宣言以降の6月から、主要3指標においては各月ごとに上昇と下降を繰り返しており、今なお昨年の数値までは回復していない。

業種別・指標別にみると、図表1のとおり、「印刷」は主要3指標において前月に続き-100ポイントとなった。「繊維・同製品」は「売上高」「収益状況」が、「木材・木製品」は「業界の景況」が-100ポイントを示し、「鉄鋼・金属」は「収益状況」「業界の景況」は前月と変わらないものの、「売上高」が大きく下降した。非製造業では、-100ポイントを示す指標はほとんど見られないものの、前月から主要3指標全てが下降しており、特に「サービス業」においては「販売価格」以外全ての指標が下降した。

全般的には昨年4、5月を底に緩やかな回復傾向を示してきたものの、第3波とも言われる昨年末からの感染拡大、1月からの緊急事態宣言の再発令により、回復とは程遠い状況にある。一部の業種では回復の兆しや年末年始の需要の増加がみられたが、売上高の減少や業績の悪化などの意見が多く聞かれ、長期化する新型コロナウイルスの影響により倒産・廃業を余儀なくされる企業も出てきている。特にGoToトラベルの中止や年末年始での感染者拡大により、今後の先行きに対する不安がなお一層強まっている。

【図表1：業種別・指標別D I 値一覧表】

	売 上	在 庫	価 格	条 件	収 益	資 金	設 備	雇 用	景 況
食 料 品 製 造	0.0	50.0	0.0	-25.0	-50.0	-25.0	0.0	0.0	0.0
繊維・同製品	-100.0	-75.0	-25.0	-50.0	-100.0	-75.0	-75.0	-50.0	-75.0
木材・木製品	-25.0	-75.0	-25.0	0.0	-50.0	0.0	-50.0	-50.0	-100.0
印 刷	-100.0	-100.0	-100.0	0.0	-100.0	0.0	-100.0	0.0	-100.0
窯業・土石	0.0	-50.0	25.0	-25.0	0.0	-25.0	0.0	-25.0	0.0
鉄鋼・金属	-75.0	-50.0	0.0	0.0	-50.0	-25.0	-50.0	-25.0	-50.0
一般機器	-25.0	25.0	0.0	0.0	-25.0	0.0	0.0	0.0	-25.0
製造業	-40.0	-32.0	-8.0	-16.0	-48.0	-24.0	-32.0	-24.0	-44.0
卸 売 業	-66.7	-33.3	-33.3	0.0	-66.7	0.0		0.0	-66.7
小 売 業	-71.4	0.0	0.0	-42.9	-57.1	-28.6		14.3	-42.9
サービス業	-66.7		-16.7	-50.0	-83.3	-33.3		-16.7	-83.3
建設業	-20.0		0.0	0.0	-20.0	0.0		0.0	-20.0
運輸業	-50.0		0.0	0.0	-75.0	-75.0		0.0	-100.0
その他	-50.0		0.0	0.0	-50.0	-50.0		0.0	-50.0
非製造業	-55.6	-10.0	-7.4	-22.2	-59.3	-29.6		0.0	-59.3
全 体	-48.1	-25.7	-7.7	-19.2	-53.8	-26.9	-32.0	-11.5	-51.9

【和洋菓子製造業】 実際業界の中には、業況が良い店悪い店があり、全体的には決して良い状況ではない。業界的には、家庭での消費が増えて、クリスマスの需要は良いようである。

【あん類製造業】 外食に出ない人が増えたようで、家庭内消費分の需要が増加した。

【酒類製造業】 コロナ禍での業界の状況は、相変わらず悪化の一途をたどっている。新年にはなったが、先の見えない不安な日々を送っている。企業をいつまで維持できるのか？ 今年も踏ん張りどころの一年になりそうだ。

【縫製業】 縫製品の依頼は50%以下になり、非常に厳しい状況である。1月～3月までは、防護服の再依頼が各商社から出ているが、短期間のため先は見通せない。

【染色整理業】 前年同月と比較すると、売上・収益に関する分野では回復は望めず、あいかわらず厳しい状況下にあり、年明後も見通しは暗い。

【網・網・レース・繊維粗製品製造業】 新型コロナウイルス第3波の影響もあって業界も元気がない。春物の現物注文は少しずつ出ているが、年末までの感染状況の推移を鑑み、数量変更もあった。新型コロナウイルス関連倒産件数も繊維関係は多く、非常に厳しい状況を実感する。

【一般製材業】 当該月においては前月と変わらず景況も推移していたが、今般新型コロナウイルスの影響により見通しが読めない状況にある。

【家具・建具製造業】 例年12～3月以降は繁忙期となるが、受注低下により今年は落ち着いている。一部に回復の兆しも見られるが、今後については依然不透明な状況にある。

【建具製造業】 長引くコロナ禍の影響は避けがたく、年末に向け一部操業が増加した組合員もあるようだが、先行きは不透明なままである。

【印刷業】 コロナ禍による受注の減少が続いている。特に商業イベント等が軒並み中止になったことで商業印刷の失速が際立っている。今は組合として企業として出来ることを考え実行していくことが必要かと思われる。

【石灰製造業】 鉄鋼向けは、出荷量が鈍いが昨年並みであった。肥料関係は、新型コロナウイルスの影響で、家庭菜園等の需要が広まり、小袋商品の出荷が増加した。建材関係は、まずまずの出荷となった。全体では、昨年出荷数量と比較するとほぼ昨年並みの状況であった。

【金属製品製造業】 自動車部品が若干落ち込んでいる。

【金属製品製造業】 自動車部品関連・機械設備関連・プレス金型関連いずれも新型コロナウイルスの影響を受けており、売上低下、人件費増加、人手不足の状況が続き、業況が低下した。

【一般機械器具製造業】 自動車関連については、回復基調へ移りつつある中、年末の国内企業の工場火災の影響により半導体の調達に懸念される。

【一般機械器具製造業】 今月も売上高等の減少により収益状況悪化が継続中である。今月も先月と同様に、組合員企業にも格差はあるものの、新型コロナウイルスの長期にわたる影響に少しではあるが慣れてきたように感じる。各企業の経営努力も感じ取れ、一時的に回復の兆しがみられる組合員企業も見受けられる。今後の動向に注視しつつ国家の政策に期待を持ち、各組合員企業の適切な対応を見守りたい。

【一般機械器具製造業】 10月以降、売上高の減少幅が縮小し収益の改善を期待していたが、首都圏を中心に緊急事態宣言が再発出されることから、メーカーからの受注減少が非常に懸念される。県内においても感染者数が急増しているため、勤務体制の見直しを検討中である。

【一般機械器具製造業】 中国景気の上昇の影響と思われるが、自動車・建機・家電などが持ち直しの傾向があり全体的に上向き加減になってきたが、ここで11月に発生した国内企業の工場火災の影響が徐々に影を落とすつつあり、心配するところである。技能実習生受入も再開してきたところだ

が、新型コロナウイルスの再拡大でまた休止に追い込まれそうな状況になって来た。

【各種商品卸売業】 引き続き新型コロナウイルスの影響を受けており、全体として売上高減少、業況悪化と厳しい状況は続いている。会館会議室等の利用状況は新型コロナウイルス第3波の影響によりキャンセル等が増えてきており1月以降の利用減少が懸念される。

【食肉小売業】 GoToトラベル中止の為、現在30%がキャンセルになっている。忘年会・新年会は、ほとんどが中止。家食が多くなりスーパーマーケットの食品の売上が伸びている為、牛豚鶏肉の相場が高く、利益が得られない。

【各種商品小売業】 このような厳しい年末は、初めての経験である。特にクリスマス商戦は、大手ネットショッピングに流れ、全くだめであった。12月25日過ぎは、人も出づつと少なくなり寂しいものであった。物販・飲食共に前年比20%～35%の売り上げ減であった。

【各種商品小売業】 全体としての不況は相変わらずだが、特に主力のアパレル系テナントの不振が突出している。その穴は簡単には埋まらないが、この状況下にも関わらず新店舗がオープンしてくれたことは非常に大きな救いとなった。しかし、大変厳しい状況は続いている。

【花・植木小売業】 暮れの風物詩である松、千両の取引は、産地の高齢化や人手不足などにより年々減少している。歳暮需要のシンビ鉢やシクラメン鉢も近年減少傾向にある。一方、お正月家庭用の切花は天候にも恵まれ賑わいをみせたが、思ったより売上が伸びなかったとの声が多かった。

【理容業】 新型コロナウイルス感染症の影響により、客足は減少している。高齢者の組合員は、廃業を余儀なくされている方も出てきている。組合で対応出来ることを早急に考えて行きたい。

【自動車整備業】 自動車車体板金塗装整備における売上高の減少が大きい。

【旅館・ホテル】 新型コロナウイルス感染拡大により、宿泊においては11月は前年対比70%まで戻ってきたが、12月は60%まで下がった。アベレージも¥1,000円以上下がったまま、GoToトラベルの中止もあり年末年始の需要がなくなった。宴会は80%ダウン。飲食店は35%ダウン。11月半ばより感染拡大しており、12月の忘年会需要が消滅した。1月の新年会も消滅である。

【ビルメンテナンス業】 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、宅配関連の物流業務の事業高が増える一方で、臨時的な対応のため、外注費も増加し、収益性は低下している。

【給食センター】 売上高は、新型コロナウイルスの影響で、依然として昨年度より減少であるが、新規事業を開始したため、前年同月と同額位に回復した。雇用の確保、事業の継続をするためのキャッシュフローは、国・県の制度融資でなんとかなっているが、新型コロナウイルスが終息せず、このまま続けば収益・資金もまだまだ危うい。

【内装工事業】 対前年同月比において地域内の各企業の業績は悪化しており、来年3月までに回復する要因が見受けられない。

【貨物軽自動車運送業】 上旬は低調な動きであったが、中旬から例年通りの年末らしい動きになり配車が困難になる日も多かった。下旬になると、大手運送会社の働き方改革でドライバーを休ませる為、12月31日まで忙しい状況であった。新型コロナウイルス感染症の状況で組合員の売上げが大きく影響を受けるので今後も注視しながら、厳しい運営状況ではあるが、頑張っていく。

【一般乗用旅客自動車運送業】 年末は通年として、繁盛期となるが令和2年12月は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、売上が前年比4割弱となった。12月25日出庫分より平均で約10.8%の値上げを行った。更なるサービス向上に努め、増収に繋げたい。

【大谷石採石業】 大口の注文が入らない状況は変わらない。

第22回

組合インタビュー「この人に聞く」

須山 光男 さん（理事長）

木村 善英 さん（事務局長）

協同組合宇都宮エルピーガス保安センター

当組合は、宇都宮市を拠点として主にＬＰガス設備の保安調査業務を行っています。

今回は須山理事長、木村事務局長に、ＬＰガスの基礎知識から、消費者に安全安心を届けるための活動状況、そして今後の展望についてお話を伺いました。



写真：須山理事長（左）、木村事務局長（右）

——はじめに組合の沿革について教えてください。

当組合は、昭和55年2月、液化石油ガスの販売を行う165名の事業者により設立されました。設立当初より主にＬＰガス設備の保安調査業務の代行や共同販売事業を行っています。組合員は昭和63年のピーク時で207名にまで増加しました。平成7年には組合の活動地区を拡大し、現在は91名の組合員によりＬＰガスをお使いの地域のお客様に安全・安心をお届けしております。

——ＬＰガスの特徴と業界の動向について教えてください。

初めにＬＰガスの特徴についてお話をします。普段、皆様が使っているガスには、ＬＰガスと都市ガスの2種類があり、軒下などに置かれたガスボンベから供給されるＬＰガスに対して、都市ガスは道路の下のガス導管を通じて供給されます。ＬＰガスとは、Liquefied（液化）Petroleum（石油）Gas（ガス）の略称で、都市ガスよりも総発熱量が多く、クリーンでハイパワーなエネルギーとして、現在国内の約半数の2,400万世帯で利用されています。

また、ＬＰガスは可搬性・貯蔵性に優れているという特徴があります。災害発生時には、寸断されてしまったライフラインに替わって、一時的な避難施設や仮設住宅等必要に応じて供給設備を設置し、煮炊きや暖房など被災者の生活を支援するなど、「災害に強い分散型エネルギー」として幅広く活用されているのですよ。

近年、都市ガスやオール電化などの伸長、さらには都市ガスの小売全面自由化が始まり、エネルギー業者間での競争が激化しています。ＬＰガスの強みを生かして消費者の需要を促進することが重要と考えています。

——組合事業の状況についてお聞かせください。

当組合の主な事業は、ＬＰガス設備の保安調査業務の代行で、組合員事業所と契約しているお客様宅のガス供給設備の定期点検や、ガス漏れ等があった場合の対応を行っております。現在当組合で受託している件数は約6万件です。この保安調査を一括して組合で担うことにより、組合員企業において人件費の削減や営業力の強化などに繋がります。また、保安調査のプロが集まっているので、ＬＰガスに係る事故や設備の故障が減少し、顧客満足度が高い安心安全なサービスを行えています。

また、昭和62年には簡易ガス事業者の許可を受け、共同販売事業として県営住宅団地225戸へＬＰガスの供給を行っております。



写真：保安調査業務の様子

さらに、当組合では安全管理に関しての教育情報事業にも力を入れておりまして、組合員に対する保安教育や事故防止、新技術取得のための講習会を定期的に開催しております。

組合員の技術が向上することで、消費者からのより一層の信頼の確保に繋がると思っていますので、これからも人材育成には積極的に取り組んでいきたいですね。ちなみに、点検に際しては最新型の保安機器を導入し点検業務を実施しておりますので、人材面だけでなく設備的な面からも安全管理には徹底して取り組んでおります。

——今後の展望についてお聞かせください。

私たちは、お客様のお宅に訪問し点検を行いますので、やはりコロナ禍の現在、ウイルスの感染リスクに不安を感じております。コロナウイルスの収束にはまだ時間を要すると思っておりますので、今後も感染予防をしっかりと行った上で、法令で決められた期間内に点検を行えるよう、身を引き締めて業務に励んでいきたいと思っております。

私たちの使命は、組合員から受託した保安業務をしっかりと遂行し、L P ガスを安心して利用できる環境を創ることです。こうした日々の積み重ねにより、お客様に安心・安全である優れたエネルギーとしてL P ガスを選択して頂けると信じております。人口減少や高齢化の進展、生活習慣や社会情勢の変化など、様々な課題がありますが、組合員の皆様と力を合わせ、明るい未来を築き上げていきたいです。

——他の組合の皆様に向けて伝えたいことはありますか。

L P ガスの設備の定期点検では、ガスの漏れや故障等の異常はないか、法令に違反していないか、しっかりとチェックを行うことで事故を未然に防ぐことができます。そのため、L P ガスをお使いの方は、設備の点検調査にご理解とご協力をお願いします。私達が責任をもって安心と安全を皆様にお届けします。



写真：組合事務所にて

——話は変わりますが、理事長のご趣味やまわっている事などありますか。

最近ではコロナ禍ですので、趣味は自粛！でしょうか。はまっている事は、太陽光発電所を作る事です。現在、3県に渡って90ヶ所以上に設置して売電を行っています。

——最後に中央会に期待することを教えてください。

他業種組合との情報交換や連携を図れるような場を設けて頂き、組合同士が様々な問題にどのように取り組んでいるか意見を交わせたらと思います。組合と中央会、皆様の発展となるような事業を中央会に期待しています。

——本日はありがとうございました。

主たる事業	L P ガス設備の保安調査業務の代行、L P ガスの共同販売
事 務 所	〒320-0837 栃木県宇都宮市弥生2丁目1番3号 TEL 028 (635) 4077 / FAX 028 (639) 1458
代 表 者	理事長 須山 光男
組 合 員 数	91名
組合員資格	液化石油ガスの販売を行う事業者であること

事業報告書は、通常総会（通常総代会）において組合の活動実績等と現状を組合員に報告する書類です。記載しなければならない事項は中小企業等協同組合法施行規則第110条から第113条に規定されており、この規定に従って作成しなければなりません。なお、該当しないものは記載する必要はなく、逆に組合として記載すべきと考えられる事項は追加することは差し支えありません。

以下の様式例を参考に、事業報告書を作成してみましょう。

事業報告書（様式例）

自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

I 事業活動の概況に関する事項

- 事業年度（末日）における主要な事業内容・当該事業年度における事業の経過及びその成果（組合及び組合員をめぐる経済・経営状況、当該事業年度における主要な事業の内容・経過及び成果を事業ごとに記載）
 - 組合及び組合員をめぐる経済・経営状況
 - 共同事業の実施状況
 - 共同購買事業（事業内容と経過の概要、事業の成果を簡潔に記載）
 - 〇〇事業（事業内容と経過の概要、事業の成果を簡潔に記載）
- 増資及び資金の借入れその他の資金調達の状況
（当該事業年度中に新たな資金調達を実施した場合に記載）

資金実績表

資金運用実績		資金調達実績	
1 固定資産投資	××	1 増資	×××
2 借入金返済額	××	2 借入金	×××
3 出資・利用分量配当金	××	3 当期純利益金額	××
4 〇〇〇〇	××	4 減価償却費	×××
5 差引運転資金の増減	×××	5 〇〇〇〇	×××
資金運用合計	××××	資金調達計	××××

- 設備投資の状況（当該事業年度中に設備投資を実施した場合に記載）
 - 組合会館・組合事務所 各〇箇所
 - 工場・倉庫 各〇箇所
 - 駐車場 各〇箇所
- 業務提携等重要事項の概要（業務上の提携、子会社にする会社の株式又は持分の取得、事業全部又は一部の譲渡又は譲受け・合併・その他の組織再編成があった場合に、その状況を記載）
- 直前3事業年度の財産及び損益の状況（当該事業年度は含まない）

項 目	前 期	前前期	前前前期
資産合計	××	××	××
純資産合計	×××	×××	×××
事業収益合計	××	××	××
当期純利益金額	×××	×××	×××

- 対処すべき重要な事項・組合の現況に関する重要な事項（組合が対処すべき課題等、組合の現況に関する状況の中で重要な事項がある場合に記載）

II 運営組織の状況に関する事項

- 総会の開催状況（当該事業年度中に開催した総会の状況（開催日時、出席組合員数、出席理事・監事数、出席方法、主な議案の議決状況等）を記載）
- 理事会の開催状況（当該事業年度中に開催した理事会の状況（開催日時、出席理事・監事数、出席方法、主な議案の議決状況等）を記載）
- 委員会・部会等の開催状況（当該事業年度中に開催した委員会・部会等の状況（開催日時、出席者数、主な議題等）を記載）

4 組合員数及び出資口数の増減

(1口金額〇〇〇円)

	前年度末	増 加	減 少	本年度末
組合員数	名	名	名	名
出資口数	口	口	口	口
出資総額	円	円	円	円

期中に異動がない場合は、表下に「本年度異動なし」と記載すること。

5 役員に関する事項

(1) 役員の氏名及び職制上の地位及び担当

地 位	氏 名	担 当

(2) 兼務役員についての重要な事実（組合の役職以外に就いている外部会社等における役職、ただし員内役員については、組合にあっては組合員企業における役職、連合会にあっては会員組合における役職、所属員企業における役職を除く）

地 位	氏 名	兼務役員の状況（会社名と役職）

(3) 辞任した役員の氏名

地 位	氏 名	退任月日・退任事由

6 職員の状況及び業務運営組織図

(1) 職員の状況

	前期末	当期増加	当期減少	当期末
人 数	人	人	人	人
平均勤続年数	年	年	年	年

(2) 組織図

(3) 組合と協力関係にある組合員が構成する組織の概要

組織の名称	組織の目的と活動（事業）概要

7 施設の設置状況（主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地等）

施設の名称	施設の概要	所 在 地

8 重要な子会社（子法人、関連会社）の状況（商号（名称）、代表者名、所在地、資本金額、当該子会社に対する組合の議決権比率、主な事業内容）

9 組合の運営組織の状況に関する重要な事項

Ⅲ その他組合の状況に関する重要な事項

- 本組合は令和〇年〇月〇日を目途に、株式会社への組織変更を進めている。
- なければ「該当なし」と記載すること。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方へ

栃木県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方を対象とした保証制度を取り扱っています。詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

保証制度の概要

■緊急災害短期保証制度

保証限度額：1,000万円／保証期間：1年以内

■危機関連保証

保証限度額：別枠2億8,000万円

保証期間：10年以内

対象要件：売上高の実績・見込が15%以上減少

添付書類：市町村長の発行する認定書

■セーフティネット保証（4号・5号）

保証限度額：別枠2億8,000万円

保証期間：運転10年以内、設備20年以内

対象要件：【4号】売上高の実績・見込が20%以上減少

【5号】売上高の実績・見込が5%以上減少

対象業種：【4号】保証対象業種【5号】指定業種

添付書類：市町村長の発行する認定書



明日をひらく中小企業とともに

栃木県信用保証協会



栃木県信用保証協会
facebook
情報発信中！



中央会正副会長会議、理事会を開催

日 時：令和3年1月28日(木) 15:30～

場 所：「ホテル東日本宇都宮」

本会の第3回正副会長会議及び理事会が行われました。正副会長会議は本人全員出席、理事会は書面議決の方法でそれぞれ次の議案について審議が行われ、それぞれ原案通り承認されました。

1. 令和2年度事業遂行状況 組合の設立状況や指導支援の実績など県・国の補助事業、「ものづくり補助金」や「新型コロナウイルス感染症対策支援補助金」等の受託事業の概要、新規事業や主要事業についての報告
2. 令和3年度の事業計画 令和3年度の本会基本方針のほか、新規事業や重点事業の概要



写真：正副会長会議



写真：中央会役員会

施策情報

栃木労働局からのお知らせ

家内労働委託状況届の提出は4月30日までです。

家内労働者へ内職等を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

これは毎年4月1日現在の家内労働者数等について、労働基準監督署を経由して栃木労働局に届け出るものです。

用紙は最寄りの労働基準監督署または、栃木労働局ホームページ（各種法令・制度・手続→家内労働関係→家内労働委託者のみなさま）からダウンロードできますので、労働基準監督署に4月30日までに提出してください。

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、物品の提供を受け、他人を使わず自己ひとり、または同居の家族だけで物品の製造・加工に従事し、工賃を得ている人をいいます。

したがって、宛名書きのような事務の代行、ホームページの構築などの物の加工を伴わない委託は原則として該当しません。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話 028-634-9109）

または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

また、栃木労働局のホームページも御活用ください。



表紙写真 2月号の表紙は、芳賀郡茂木町にある「道の駅もてぎ」です。

平成26年度「地域活性化の拠点として、特に優れた機能を継続的に発揮していると認められるもの」として、全国モデル「道の駅」の6駅のひとつに選ばれました。全国道の駅グルメ選手権道一グランプリでグランプリを獲得した「ゆず塩ラーメン」など魅力満点です。

詳しくは、道の駅もてぎHP <http://www.motegiplaza.com/> をご覧ください。